

- 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきま**す。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで 75 歳以上人口が急増する大都市部、75 歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部など、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています**。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

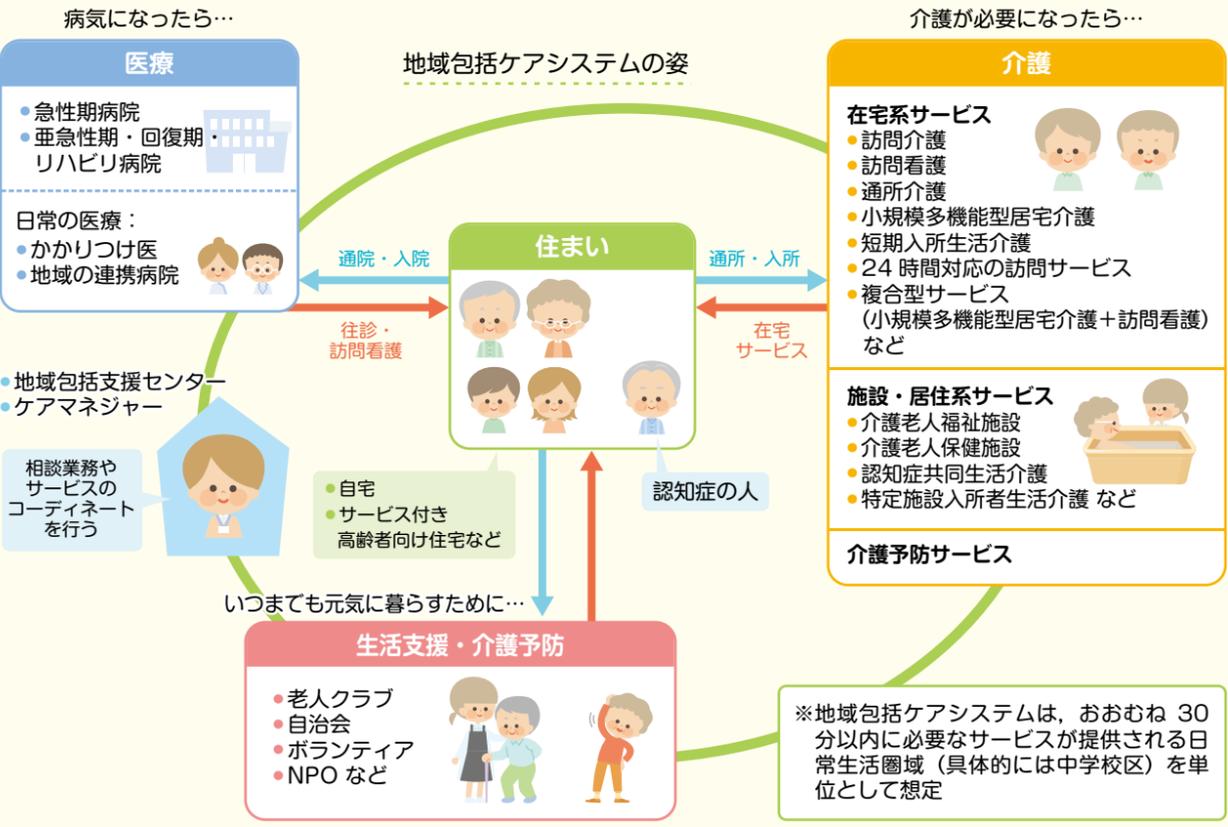


図2 地域包括ケアシステムの概念図

医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム」を指します(図2)。いわゆる団塊の世代(1947〔昭和22〕年から1949〔昭和24〕年にかけて生まれた約800万人)が後期高齢者、つまり75歳を迎える2025年、つまり平成換算で(そのころ平成ではありませんので)37年を1つの目途として、現在整備が進行しています。この一部として、私たち医療者も地域包括ケアシステムに参加していくことが求められています。

地域包括ケアシステムと看護師の特定行為

2025年には超高齢社会が進行していくため、病院で治療を受けるよりも在宅医療の人が多くなると予想されています。そこで活躍を期待されているのが従来から存在する認定看護師、そして現在育成が進んでいる特定看護師(ここでは特定行為研修を修了した看護師を指すことにします)になるわけです。看護師の特定行為は、表2¹⁾に示

すように21区分38の医行為が設定されています。もちろん、在宅のみならず大学病院のような急性期病院も含んで、ありとあらゆる医療機関で必要とされています。

では、実際にこのシステムがどこまで進んでいるのかというと、図3²⁾に示すように2015(平成27)年度は全国で259名、2016(平成28)年度は324名が特定看護師として認定されています。国の方針では、2025年度までに10万人以上の特定看護師を養成する計画だそうです。どうやってその目標をクリアするのかはわかりませんが、とにかく現在こういった方向性でこのプロジェクトは進んでいます。また、これに対応して日本看護協会では2017(平成29)年度から3年間は認定看護師教育を休講し、認定看護師を対象とした特定行為研修を集中的におこなうとしていますので、今後さらに養成事業は加速していくことが期待できるでしょう。

表2 看護師の特定行為21区分38行為(文献¹⁾より引用)

特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	人工呼吸器からの離脱
	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理
	一時的ペースメーカーリードの抜去
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助頻度の調整
心臓ドレーン管理関連	心臓ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
腹腔ドレーン管理関連	胸腔ドレーンの抜去
ろう孔管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む)
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去
創傷管理関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
創部ドレーン管理関連	創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
透析管理関連	橈骨動脈ラインの確保
	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
	感染に係る薬剤投与関連
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
	持続点滴中のインスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
	抗けいれん剤の臨時的投与
	抗精神病薬の臨時的投与
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗不安薬の臨時的投与
	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	

厚生労働省令第33号(平成27年3月13日)